

〔具体的な要望事項〕

1 代金の支払遅延や製品の返品・買いたたき等を防止し、親事業者・下請事業者双方が適正な収益を確実に確保できるよう、取引価格の適正化に向けた下請法・下請適正取引ガイドラインの普及強化や製品への価格転嫁推進策など万全な対策を積極的に講ずるとともに、変容する下請取引環境に下請事業者が対応できるよう、実効ある経営基盤強化策を講ずること。

2 下請法や建設業法等の法令に沿って、下請取引の実態を継続的に調査・監視し、法令違反行為に対しては迅速・厳正に対処するなど、親事業者の優越的地位の濫用等、不公正取引に対する取締りを徹底強化すること。

3 「下請適正取引ガイドライン」の対象業種の拡大や省庁間でバラツキのある普及策を一元化し、下請かけこみ寺、中小企業支援機関やマスメディア等を通じた普及広報を行うなど、下請事業者がガイドライン説明会を受けやすい環境整備に積極的に取り組むとともに一層の周知徹底を図ること。

2 不当廉売等への迅速かつ実効性ある対処

不當に中小企業に不利益を与える行為に対して迅速・厳正に対処し独占禁止法等改正案の速やかな成立・施行により、一層の実効性を確保すること。

〔具体的な要望事項〕

1 不当廉売、不当表示、優越的地位の濫用など、不當に中小企業に不利益を与える行為に対して、迅速かつ実効性ある対処を行うこと。

2 独占禁止法等改正案を速やかに成立・施行させ、不当廉売等不公正な取引方法に対する課徴金の厳正な適用により一層の実効性を確保すること。

3 中小企業並びに官公需適格組合の受注機会の増大実現

国及び地方公共団体は、「官公需法」並びに「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を一層増大すること。また、官公需適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関に周知徹底するとともに、分離・分割発注の推進、適正価格での発注を推進し、地域経済活性化のため、地元中小企業者と官公需適格組合の優先活用を図ること。

〔具体的な要望事項〕

1 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大と官公需施策の普及徹底

各発注機関は、「国等の契約の方針」に示された中小企業者向け発注目標額を上回る契約実績の確保に努めるとともに、官公需適格組合向けの発注目標を設定し、これを実行すること。また、適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関に周知徹底すること。さらに、地方公共団体に対し、国と同様の「契約の方針」を策定するよう要請すること。

2 適正価格による発注

低価格入札を排除するため、低入札価格調査制度を嚴

格に運用するとともに、国等の発注においても最低制限価格制度を導入すること。特に、大企業による低価格入札は不当廉売として捉え、必要な措置を講ずるとともに、下請中小企業者へのしわ寄せが発生しないよう強力に監視すること。また、予定価格の積算に当たっては、原油・原材料の高騰等市場動向を十分勘案し、適正価格での発注を行うこと。

3 分離・分割発注の推進及び地元中小企業者と官公需適格組合の優先活用

各発注機関は、中小企業者等の受注機会増大のため、分離・分割発注の推進に努めること。また、地域経済活性化のため、一地元の中小企業者及び官公需適格組合を優先的に活用すること。

4 隨意契約制度の活用

各発注機関は、少額随意契約、組合随意契約等法令により実施が可能なものについては積極的に活用を図り、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

5 官公需適格組合の与信並びに実績等の適正な評価

入札ボンド制度の導入に当たっては、組合員の与信を合算して官公需適格組合の与信とすること。また、総合評価方式の導入についても組合員の技術力、施工実績等を合算して評価すること。さらに、ライフライン確保等地域社会への貢献実績についても評価し、官公需適格組合の受注機会の確保を図ること。

6 官公需適格組合制度の改善

官公需適格組合の受注機会の確保と運営の効率化を図るため、以下の項目について改善を図ること。

- (1) 官公需適格組合について、地方自治体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」を導入し、組合の評価を適正に行うこと。
- (2) 建設業の官公需適格組合の監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。
- (3) 建設業の官公需適格組合の証明有効期間を3年間とすること。
- (4) 官公需適格組合証明を有する建設業協業組合の点数について、30%の範囲内でプラス調整を可能とすること。

7 電子入札の導入に際しての配慮

電子入札等の推進に当たっては、中小企業者の受注機会を損なうこととならないよう説明等の徹底を図ること。また、電子入札の導入が競争性を過度に助長しないよう配慮すること。

8 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、品質・安全性の確保、雇用の創出等地域経済の活性化、地元中小企業者の育成等も踏まえて総合的に受注者を決定する制度の導入を検討すること。

III. 持続的発展を図るためにの経営力の向上

1 中小企業のIT活用支援の強化・拡充

ITを活用して生産性向上やマネジメントの高度化に取り組む中小企業を支援するため、情報システム担当者の